

船舶インシデント調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成27年10月16日 23時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市 ^{いきつき} 生月島北西方沖 大碇鼻 ^{おおぼろ} 灯台から真方位315° 10海里付近 (概位 北緯33° 33.5′ 東経129° 17.3′)
インシデントの概要	漁船 ^{だんかい} 男海は、操業中、舵が効かなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年2月15日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 男海、16トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-13602（漁船登録番号）、株式会社カイユウ
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、操業中、後進をかけたところ、ゴトンと音がして、舵が効かなくなった。 本船は、帰港後、修理業者が点検したところ、‘舵頭材と舵板をつなぐフランジ’（以下「本件フランジ」という。）のボルトが腐食して欠落し、舵板が外れた状態であることが判明した。
分析	本船は、本件フランジのボルトが腐食して欠落したことから、舵板が外れて舵が効かなくなったものと考えられる
原因	本インシデントは、夜間、本船が、本件フランジのボルトが腐食して欠落したため、舵板が外れて舵が効かなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 上架の際には、舵板等の取付け状態を詳細に点検すること。